

ご意見への回答

令和6年 3月24日

図書館長

【件名】

図書特別整理期間について

【ご意見】

令和6年2月29日 福島市 50代

館内設備修繕を同時に行っているとしても、福島県立図書館は毎年30日・1か月間を図書整理に費やしている。他県館は効率的な業務を工夫し、開館日数を確保する努力をしているのに、貴館はどうなっているのか。過去5年間の図書整理休館日数についても教えてほしい。

【回答】

休館中は御不便をおかけいたしました。

当館の図書特別整理期間については、「福島県立図書館利用規則」第三条において、「二月中旬から下旬までの間において館長が定める十日以内の期間」と定められており、それに沿って設定しております。

今年度につきましては、公開図書室内の設備修繕を併せて実施したことに伴い、必要な工事期間を加味し、22日間（うち図書特別整理期間10日）の休館とさせていただいたところです。

なお、過去5年間の図書特別整理期間については、令和2年度において、福島県沖地震発生に伴う休館が重なったことにより25日間の休館（うち図書特別整理期間10日）となっておりますが、図書特別整理期間についてはいずれも10日以内となっております。

(担当：企画管理部長 電話 024-535-3220)

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。